

現金出納の検査及び公金の収納等の監査

(逐条地方自治法 学陽書房より抜粋)

- 第235条の2 普通地方公共団体の現金の出納は、毎月例日を定めて監査委員がこれを検査しなければならない。
- 2 監査委員は、必要があると認めるとき、又は普通地方公共団体の長の要求があるときは、前条の規定により指定された金融機関が取り扱う当該普通地方公共団体の公金の収納又は支払の事務について監査することができる。
- 3 監査委員は、第1項の規定による検査の結果に関する報告又は前項の規定による監査の結果に関する報告を普通地方公共団体の議会及び長に提出しなければならない。

【解釈】

- 1 本条は、現金出納の例月検査と指定金融機関等の公金取扱いの監査を定めた規定である。検査又は監査いずれも監査委員の特別の権能として本条に規定され、また、会計管理者が指定金融機関等について行う自己検査とは別個に、監査委員が自ら行う客観的な検査又は監査である。「現金の出納」とは、会計管理者の権限に属する現金の出納の意である。また、単に「出納」と規定される場合は、現金の出納のほか物品の出納まで含むものと解されるので、物品を除外するために「現金の出納」と規定したのである(1)。
- 2 「前条の規定により指定された金融機関」(2)、すなわち指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関及び収納事務取扱金融機関が監査を受ける金融機関であるが、監査の対象が「公金の収納又は支払の事務」に限定されているため、これらの金融機関であっても、当該地方公共団体が単に預金している場合はもとより、指定金融機関等の預金の運用のような金融機関の本来の業務まで監査が及ばないことは明らかである。具体的には、指定契約の内容となっている当該金融機関の公金の収納又は支払いの事務の範囲ということになる。

【運用】

- 1 監査委員による現金出納の例月検査(1)は、現金出納機関の毎月の事務処理の客観的保障をする意義があると同時に、現金保管に係る事故防止の手段ともなっているといわれているのであるが、中には毎月の出納の帳じりと現金との突き合せが不十分なために、事故の発生を避けなかったり、また発見ができなかったりしている例がみられる。「監査」とせず「検査」と規定しているのは、その用例から監査よりもより具体的に詳細に調べるとい意を表わしたものである。現金出納の帳じりと現金所在とは確実に確認される方法で検査が行われることが望まれる。検査が確実に行われることによって、現金出納機関の毎月の計算証明がなされ、一種の責任の解除に等しい意義を持つことにもなるからである。なお、臨時に出納の検査の必要があれば、第199条第5項の規定に基づく臨時監査として実施すればよい。
- 2 監査委員の指定金融機関等に対する監査(2)は、公金の特殊性に着目した監査であって、公金の収納又は支払いの事務処理が法令の定めるところによって行われているかどうか、指定契約の約定どおりに行われているかどうか等の適否を観察することであるが、必要があれば詳細に検査することを妨げるものではない。通常は、会計管理者の検査の結果について報告を求め(令168の4③)、報告内容に問題があれば、その上で監査をする運用が考慮される。